様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）だいわごうせいかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 大和合成株式会社  （ふりがな）おくの　けんたろう  （法人の場合）代表者の氏名 奥野　健太郎  住所　〒591-8046  大阪府 堺市北区 東三国ヶ丘町５丁１番１０号  法人番号　7120101004229  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　【大和合成株式会社ホームページ】 DXの取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年 6月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ ニュース＞ DXの取り組みについて  　https://daiwa-pls.co.jp/wp-content/uploads/2026/02/Daiwa\_DigitalTransformation\_Rev2.pdf  　当社ホームページ（トップ ＞ ニュース ＞ DXへの取り組み）に掲載のPDF資料「DXへの取り組み」内、「02 DX推進の背景」および「03 DXに関する経営ビジョン」 | | 記載内容抜粋 | ①　製造業界における労働力不足や原材料価格の高騰、顧客ニーズの多様化といった急激な環境変化に対し、従来の「経験と勘」に頼る業務体制では限界が生じています。当社は、デジタル技術（AI、クラウド、SFA/CRM）を積極的に取り入れ、業務の徹底的な可視化とデータの資産化を断行します。これにより、国内外のグループ拠点を含めた組織全体で迅速な意思決定を可能にし、持続的な競争優位性を確立することを目指します。  【経営ビジョン】  当社は、データとデジタル技術を活用し、「プラスチックの可能性を提案するファーストコールカンパニー」への変革を目指します。個人の知見（ナレッジ）をデジタル資産化し、組織全体で共有・分析することで、顧客に対する「即答力」を最大化させ、製品提案から納品までのリードタイムで圧倒的な優位性を築きます。  【ITビジョンの方向性】  SFA/CRM、クラウド生産管理、AIによるデータ分析基盤を統合し、リアルタイムで現場・管理・経営が繋がる「データドリブン経営」を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　【大和合成株式会社ホームページ】 DXの取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年 6月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ ニュース＞ DXの取り組みについて  　https://daiwa-pls.co.jp/wp-content/uploads/2026/02/Daiwa\_DigitalTransformation\_Rev2.pdf  　当社ホームページ（トップ ＞ ニュース ＞ DXへの取り組み）に掲載のPDF資料「DXへの取り組み」内、「04 DXを実現するための戦略」 | | 記載内容抜粋 | ①　①営業・技術のDX（ナレッジの分析と活用）：  SFA/CRMを導入し、商談経緯・見積条件・技術Q&Aをリアルタイムに蓄積します。蓄積された成功・失敗事例を検索・分析することで成約パターンの抽出を行い、過去事例を即時参照できる仕組みを構築します。  ②製造・管理のDX（原価・在庫の可視化と分析）：  現場タブレットを用いたクラウド生産管理システムを導入し、製造実績・不良・工程進捗データをリアルタイムに蓄積します。標準原価と実績データの乖離（ムダ）を可視化・要因分析し、仕掛在庫の推移を監視することで、工程間仕掛在庫の圧縮と、データに基づく適正な見積価格の設定を実現する体制を構築します。  ③経営・提案のDX（月次決算の早期化と要因分析）：  各部門の経費・売上データをリアルタイムに入力し、自動連携させる基盤を構築します。月次決算プロセスをデジタル化し、予算実績差異の早期把握と要因分析を行うことで、経営陣が最新のデータに基づいて次月の施策を即座に決定できる体制を整備します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認のうえ公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-1　【大和合成株式会社ホームページ】 DXの取り組みについて  　当社ホームページ（トップ ＞ ニュース ＞ DXへの取り組み）に掲載のPDF資料「DXへの取り組み」内、「05.体制・組織」  ①-2　【大和合成株式会社ホームページ】 DXの取り組みについて  　当社ホームページ（トップ ＞ ニュース ＞ DXへの取り組み）に掲載のPDF資料「DXへの取り組み」内、「06.人材の育成と確保」 | | 記載内容抜粋 | ①-1　DX推進責任者　代表取締役社長 奥野　健太郎  DX推進管理者　経営企画部 光桑野　福治  DX推進サポート　外部コンサルタント  ①-2　DX戦略を推進するため、DX推進組織が主導のもとDX人財の育成をしていきます。  ・デジタルスキルが習得できる研修・セミナー・eラーニングを提供し、学びの環境を整備  ・IT資格取得に対する制度を設け、資格取得の促進 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　【大和合成株式会社ホームページ】 DXの取り組みについて  　当社ホームページ（トップ ＞ ニュース ＞ DXへの取り組み）に掲載のPDF資料「DXへの取り組み」内、「07.DX推進のための環境整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略を推進するために必要なシステム・IT機器などの整備を以下の通り実施します。  ①システム、IT機器導入に向けたクラウド環境などのインフラ整備  ②システム、IT機器導入に向けた予算の確保  ③社内以外でも仕事ができる環境構築（働き方改革） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　【大和合成株式会社ホームページ】 DXの取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年 6月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ ニュース＞ DXの取り組みについて  　https://daiwa-pls.co.jp/wp-content/uploads/2026/02/Daiwa\_DigitalTransformation\_Rev2.pdf  　当社ホームページ（トップ ＞ ニュース ＞ DXへの取り組み）に掲載のPDF資料「DXへの取り組み」内、「04.実現するための戦略」 | | 記載内容抜粋 | ①　①営業・技術のDX  見積・技術回答リードタイム：30%削減  ②製造・管理のDX  工程間仕掛在庫金額：20%削減  ③経営・提案のDX  月次決算確定日数：月次5日以内 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月10日 | | 発信方法 | ①　【大和合成株式会社ホームページ】 DXの取り組みについて  　当社ホームページ トップ ＞ ニュース＞ DXの取り組みについて  　https://daiwa-pls.co.jp/wp-content/uploads/2026/02/Daiwa\_DigitalTransformation\_Rev2.pdf  　01.DX推進宣言 | | 発信内容 | ①　私たち大和合成は、2039ビジョンである「プラスチックの可能性を提案するファーストコールカンパニーに  なる」を実現するために、デジタル技術を活用しイノベーションを通じて、持続可能な未来を創造し、次世代  に新たな価値をつなげます。  私たちは、変化の激しい市場環境に対応し、次の3つの軸を中心にDXを推進していくことをここに宣言します。  私たちは、この宣言に基づき、すべてのステークホルダーとともに歩み、信頼される企業として、未来に向けた挑  戦を続けてまいります。  [３つの軸]  ①営業・技術のDX：ナレッジ資産化による「即答力」の強化  ②製造・管理のDX：基幹システム刷新による「収益基盤」の強化  ③経営・提案のDX：月次決算の早期化による「経営判断の迅速化」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。